

厚生労働科学研究費補助金

健康科学総合研究事業

特定給食施設における栄養管理の実施状況と  
その基準に関する研究

総合研究報告書  
(平成15～17年度)

平成18(2006)年 3月

主任研究者 石田 裕美  
(女子栄養大学)

# 目 次

## 総括研究報告書

「特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究」

石田 裕美 4

## 分担研究報告書

自治体における特定給食施設支援・指導に関するシステムモデルの構築

村山 伸子 17

自治体における健康増進法に基づく特定給食施設の把握、指導及び  
支援の実態と課題

井上 浩一 32

給食施設における災害時の対応の実態調査と災害時の食生活・栄養支援  
ガイドラインの作成 —新潟県中越大震災の事例—

村山 伸子 46

特定給食施設等における栄養管理の実施水準の現状とその改善に関する研究

由田 克士 52

特定給食施設（事業所）における栄養管理に基づく品質管理・評価について

平田 亜古 56

事業所給食における栄養管理システムの構築

石田 裕美 64

## 資料(抜粋)

(75-101)

1) 村山伸子、石田裕美. 特定給食施設の栄養管理に関する自治体の支援・指導システム構築ガイドブック. 2006.

2) 由田克士、石田裕美. 特定給食施設等における業務改善・高度化のための事例集. 2006.

3) (和訳抜粋) Suzanne P. Murphy, PhD, RD, and Susan I. Barr, PhD, RD. Challenges in Using the Dietary Reference Intakes to Plan Diets for Groups Nutrition Reviews 2005;63(8):267-271

## 総括報告書

### 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する検討

主任研究者 石田裕美 女子栄養大学 教授

#### 研究要旨

特定多数の人々に継続的に提供される給食は、利用者の「食環境」として位置づき、利用者の健康の維持・増進、QOLの向上に寄与するよう機能することが求められている。本研究は、自治体の給食施設支援・指導のシステムモデル、給食施設の栄養管理システムの構築を行い、給食施設の栄養管理の実施水準の向上が利用者の健康増進に果たす役割を明らかにすることを目的とした。

健康増進法施行後直後の自治体の法的整備状況、その後2年を経たの状況を保健・衛生行政業務報告の施設の管理栄養士・栄養士の配置、指定施設の状況、立ち入り検査、指導・助言状況の変化から検討すると、法の趣旨を反映した変化が十分には見られなかった。その原因として自治体の法の解釈の違いが考えられた。また、自治体は給食施設支援・指導のための法的基盤整備、実態把握、事業計画、支援の実施、施設の評価と結果のフィードバック、自治体の事業評価の一連をシステム化すること、施設は自らが栄養管理の実施状況を改善するためのシステム化が重要であることが明らかとなった。それぞれのシステム化のために、自治体・施設の両者が共有できるツールとして栄養管理報告書、栄養管理の基準を用いた自己確認票を作成した。これらを用いて得られた自治体、施設の課題は、給食利用者が認識している食や栄養に関する態度と関連していた。このことから栄養管理報告書、自己確認票は有効なツールであることが確認された。さらには昼食1食でも、適切な食事の内容と適切な栄養情報に継続的にアクセスすることは利用者の食事内容を適正なものに変化させることが明らかとなった。そのために利用者自身が継続的に食事内容を確認できる、あるいは継続的な食事選択内容から個別の指導を行う方法が有効であることが示唆された。給食施設を地域の資源として有効に機能させるためにも、自治体は自然災害の場合給食施設がどのように機能すべきかを明確にし、それに沿った対策を考える必要がある。

#### 分担研究者

村山 伸子 新潟医療福祉大学 教授  
由田 克士 独立行政法人国立健康・栄養  
研究所 室長  
井上 浩一 関東学院大学 助教授  
平田 亜古 お茶の水女子大学 助教授

#### 研究協力者

平成 15 年度・16 年度  
小林 奈穂 新潟医療福祉大学 助手  
平成 16 年度・17 年度  
田中 久子 埼玉県坂戸保健所

焰硝岩政樹 岡山県保健福祉部健康対策課  
 赤枝いつみ 神奈川県保健福祉部健康増進課  
 入山 八江 新潟市保健所健康増進課  
 堀越 和美 新潟市保健所健康増進課  
 廣川 孝子 新潟市白根支所保健福祉課  
 湯田 幸重 新潟市保健所健康増進課  
 磯部 澄枝 新潟県福祉保健部健康対策課  
 草間かおる 高知女子大学  
 辻村 由美 女子栄養大学  
 村上 進 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社  
 花田 明子 エームサービス株式会社  
 平成 16 年度  
 金田 芙美 独立行政法人国立健康・栄養研究所  
 菊地 圭子 宮城県保健福祉部健康対策課  
 松本 紀子 宮城県保健福祉部健康対策課  
 斉藤 朋子 群馬県保健・福祉・食品局保健予防課  
 神保 裕子 群馬県前橋保健事務所  
 関 智子 埼玉県春日部保健所  
 迫 和子 神奈川県衛生部地域保健課  
 小長谷菊枝 静岡市保健所食品衛生課  
 林 静子 湘南ホスピタル 栄養科  
 弘津 公子 特別養護老人ホーム かなえ  
 熊本 貴代 老人保健施設 すずかけの里  
 今枝奈保美 名古屋女子大学 助教授  
 鳥越 純子 東京医科歯科大学医学部医事課栄養管理室  
 高松まり子 東京都板橋区教育委員会学務課  
 駒橋 玲子 茨城県保健福祉部子ども家庭課  
 伊藤 友子 身体障害者療護施設 ユーカ

リの里  
 村松 秀子 シダックス株式会社  
 富松理恵子 シダックス株式会社  
 平成 17 年度  
 矢口 理恵 神奈川県厚木保健福祉事務所  
 永田美由紀 千葉市保健所保健指導課  
 山下よし喜 千葉市保健所  
 大和田美幸 千葉市保健所  
 伊藤 正子 千葉市保健所  
 瀬谷 彰 千葉市保健所  
 石川 洋 千葉市保健所  
 宮山 広美 千葉市保健福祉局健康部健康企画課  
 田村 米子 港区みなと保健所健康推進課  
 川尻由美子 港区みなと保健所健康推進課  
 秋山 晴子 静岡県西部保健所  
 江間 章子 静岡県西部保健所  
 小林 悦子 静岡県西部保健所  
 矢吹 邦子 岡山県倉敷保健所  
 渡邊 修子 新潟県魚沼地域振興局健康福祉部  
 鈴木 一恵 新潟県十日町地域振興局健康福祉部  
 土田 直美 新潟県柏崎地域振興局健康福祉部  
 近藤 今子 浜松大学  
 名知 翠 エームサービス株式会社

#### A. 研究目的

平成 15 年度より施行された健康増進法において国民の健康増進を図るための措置の一つとして、給食施設における適切な栄養管理の実施が規定された。特定多数の人々に継続的に提供される給食は、利用者の「食環境」として位置づき、利用者の健

康の維持・増進、QOLの向上に寄与するよう機能することが求められている。

特定給食施設は、乳幼児から高齢者まで、あるいは仕事などが忙しく健康に関心が少ない層を含め、特定の集団に対して、組織単位で、食事そのもの、そして同時に栄養や健康情報の提供を通して、さらには食事を選択して、食べるという行動を繰り返して体験できる場を通じて、その利用者が主体的に自分の健康に適した食事をするための教育的・環境的アプローチができる場である。そのために、給食施設において適切な栄養管理が実施され、その水準が向上することは、健康づくりを推進していく上でも重要な課題である。

本研究の目的は、1) 自治体の給食施設支援・指導のシステムモデルの構築、2) 給食施設の栄養管理システムの構築を行い、3) 栄養管理の実施水準の向上が利用者の健康増進に果たす役割を明らかにするものである。

## B. 研究方法

### 1. 研究計画 (図1)

3年間の研究の流れを図1に示す。自治体側、給食施設側の両者の栄養管理に関する課題整理を目的に調査を行い、それぞれの課題を明らかにし、明らかになった課題に対して両者相互の意見交換・情報を踏まえシステムを構築する。研究3年目にシステムの検証を行う。同時に事業所給食施設において給食利用者への給食の影響を検証する。

#### 1) 研究1年目 (平成15年度)

自治体における特定給食施設支援・指導の実態および給食施設における栄養管理の

実施水準に関する実態を調査し、課題を整理する。

#### 2) 研究2年目 (平成16年度)

研究初年度の結果を踏まえ、自治体が法の下で特定給食施設の支援・指導を進めるためのシステムモデルの構築、および給食施設における栄養管理システムの構築を行う。また、事業所給食施設において、利用者の給食利用状況を把握するためのシステムの開発を行う。

#### 3) 研究3年目 (平成17年度)

2年目に作成したシステムの検証を保健所およびその管内に所在する事業所給食施設をモデルとして検証。また、給食の利用状況から利用者への給食の影響を明らかにする。

また、保健・衛生行政業務報告 (衛生行政報告例) から、健康増進法施行による変化を検討する。

## 2. 研究方法

### 1) 平成15年度

給食施設における栄養管理の課題整理

① 全国の127自治体を対象に、特定給食施設に関連する法的整備状況について、健康増進法施行後の変化を中心に調査票を用いて実施。特に自治体の条例・細則、関連書類の整備状況、特定給食施設以外の給食施設に関する整備状況、特定給食施設等の指導に関する基準設定について調査した。また、自治体が施設に提出を求める栄養報告書の書式に関して提出された書式(記載内容)の分析を行った。

② 衛生行政報告の1%に相当する562施設を対象に、調査票を用いて特定給食施設等における栄養管理の実施状況調査を

郵送法にて実施。

③ 栄養改善法下で優良と認められた 3 事業所給食施設において、栄養管理及び品質管理の実施状況の調査を実施。

## 2) 平成 16 年度

栄養管理の実施およびその支援・指導に関わる具体的な方法のシステム化

① 「自治体における特定給食施設支援・指導に関するシステムモデルの構築」に関する検討会（自治体ワーキング）および「特定給食施設等における業務改善・高度化のための事例集の作成」に関する検討会（給食施設ワーキング）を同時に立ち上げ、それぞれの目的で検討をすると同時に、支援・指導する自治体側と栄養管理を実施する給食施設側の相互の共通理解を高めるための合同の検討会を実施。

② 事業所給食施設における利用者の給食の利用状況把握のためのシステム構築

給食の利用状況を把握するための電子マネー「Edy」の個人識別・決済技術を応用し、利用者の手を煩わせることなく食堂での購買履歴の情報を収集するシステムを開発。これを利用して社員の食堂利用者の利用状況およびこのシステムの有効性を検証するために、S社の 2 社員食堂およびその利用者を対象に調査を実施した。

③ 特定給食施設における自然災害を想定した危機管理対策に関する検討

研究実施中に発生した新潟県中越大地震を受け、被害を受けた給食施設および県内の非震災地域の給食施設を対象に、危機管理対策の実態と時間経過による対応の変化の調査を実施した。

## 3) 平成 17 年度

システムモデルの検証

① 6 保健所及びその保健所が管轄する事業所給食施設を対象に平成 16 年度に「自治体における特定給食施設支援・指導システム構築ガイドブック(案)」で提案したシステムモデルを検証するために、栄養管理報告書案、自己確認票案、「特定給食施設等における業務改善・高度化のための事例集(案)」などのツールを用いて施設指導・支援を実施。その有効性、実現性、可能性を対象施設の栄養管理の実施水準の変化により検証した。

さらに、平成 8 年～16 年度までの保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）から管理栄養士・栄養士の配置状況、指定施設状況、特定給食施設に対する立入検査、指導・助言状況の年次推移を観察した。

② 電子マネーEdy を用いた支払い精算システムを活用した給食の購買データ自動収集システムを用いて、S社S事業所の 2 箇所の社員食堂（A・B 食堂）において食事選択内容を踏まえた栄養教育が利用者の食知識・態度・行動へ及ぼす影響を評価した。調査時期は 2004 年 11 月～2005 年 12 月までの期間である。社員食堂利用者から研究協力者を募集し、同意の得られた 230 人を対象者とした。

③ 新潟県中越大震災被災地の給食施設および県内の非被災地域の給食施設を対象に調査票より、災害に対する備えの現状、災害被害の状況、災害後の時間的経過での課題、被災住民や他の給食施設に行った支援について調査した。

## 3. 倫理的配慮

本研究全体は香川栄養学園医学倫理委

員会の承認を得て行った。

## C. 調査結果

### 1. 自治体の特定給食施設支援システムモデルの検証および給食施設の栄養管理システムの検証

研究 1 年目に明らかとなった自治体の給食施設支援・指導の課題は、自治体が給食施設の栄養管理の水準をアセスメントし、支援・指導目標および計画をたて実施し、評価する仕組みが構築されていないことおよび、施設が自らの栄養管理の実施水準を自己チェックし、課題を改善できるような支援が十分でないことである。この結果を受けて、検討会でその具体的な手段や方法の事例収集を行った。その結果を「特定給食施設の栄養管理に関する自治体の支援・指導システム構築ガイドブック案」（以下、ガイド）としてまとめた。特に、自治体、施設共通のツールとなる「栄養管理報告書」の内容が重要であると仮定しその書式案、および施設が自らの栄養管理の実施水準を確認するものとして栄養管理の基準に基づいた「自己確認票」の書式案を作成した。いずれも健康増進法施行規則 9 条に示された栄養管理の基準を栄養管理の実施プロセスに沿って組み立てた。栄養管理の実施プロセスにそって栄養管理の基準を整理したものが表 1 である。

給食施設においては、研究 1 年目に利用者の身体の状態などのアセスメントの実施率が低い現状が明らかとなった。また、優良施設の実態からは、給食の目標の明確化、そのための組織化が栄養管理の実施水準を高めるために重要であることが明らかとなった。その結果を受けて、検討会では「特

定給食施設等における業務改善・高度化のための事例集案」（以下事例集）を作成した。

事業所給食施設において栄養管理の実施プロセスをシステム化し整理したものが図 2 である。

ガイド、事例集を用いた保健所およびその管内の事業所給食施設での栄養管理の水準に関わる支援・指導、および施設での改善結果では、ガイド、事例集の有効性および実現可能性が認められた。

特に、施設自らが主体的に施設の課題を明らかにし、改善できるような方向性での支援は有効であり、また、施設の栄養管理の水準が利用者に影響していることも明らかとなった。

一方で、厚生労働省へ報告されている自治体の給食施設に対する保健・衛生行政業務報告からは、健康増進法の施行による変化として「管理栄養士のいない施設の減少」という形で認められた。しかし栄養管理の水準の向上にむけての指導・助言の推移が必ずしも十分に把握できる報告状況ではないと推察された。

### 2. 事業所給食施設における栄養管理システムの構築

S 社の社員食堂利用者の調査結果では、システム運用前の食や栄養に関する知識・態度として「自分にとって適切な食事内容・量を知っている」とする者は 20%程度であり、自分にあつた量と質の食事をする上で妨げになっていることは「栄養や食事の知識がない」とする者が最も多かった。システムを活用した継続的な食事の選択内容の観察から、個人ごとに食事の選択内容に明らかな特徴が見られた。特に対象者に共通

する問題は、脂質エネルギー比率が30%を超える食事構成となっていることであり、このことは体格と関係していた。BMIが高いものが有意に脂質エネルギー比率の高い食事を選択していた。システム運用後には、脂質摂取量の適正な状況への有意な変化が認められ、三大栄養素の構成比率が適正な状態に変化した。また、「自分にとって適切な食事内容・量を知っている」とする者が有意に増加した。

### 3. 特定給食施設における自然災害時を想定した危機管理に対策に関する検討

災害時に対する備えは1食給食の施設と3食給食の施設では大きく異なり、学校、児童福祉施設の9割は備えがなされていなかった。また、被害後時間の経過とともに課題と求められる対応に変化があり、時間経過ごとに必要なことの整理の必要性が明らかとなった。

## D. 考察

給食施設が利用者の健康の維持・増進、QOLの向上のために機能するよう食環境整備を推進することは、生活習慣病の予防対策として有効と考えられる。特に勤労者を対象とする事業所給食では、健康づくり対策に給食が有効に機能するような仕組みが作られていない、栄養管理の水準が高くないことが本研究の初年度の調査により明らかである。

事業所給食施設の栄養管理の実施水準が高い施設の利用者の方が、食や栄養に関する知識・態度が良好であったこと、昼食1食でも自由に選択できるような状況下では、利用者の食物選択行動がBMIと関係して

おり、BMIの高い者は有意に脂質エネルギー比率の高い食事を選択していたなどから、継続的に摂取する給食の栄養管理の水準が利用者に影響していることが明らかとなった。栄養管理の実施水準を向上させることは、利用者に影響しており、健康づくりを推進する上で重要である。

給食施設の栄養管理の水準を向上させるためには、自治体の給食施設の支援・指導についても法的基盤整備・指導基準の明確化・指導・結果のフィードバックの連動により①個々の特定給食施設が自らの栄養管理を改善していくための支援の仕組み、②地域全体の特定給食施設の栄養管理のマネジメントの仕組み両面からシステム化を進めていくことが必要と考えられた。個々の施設の栄養管理および自治体の施設支援・指導の仕組みの両面のマネジメントが同時に行われることが、利用者の健康の維持・増進にとって重要である。そのためには、自治体が施設に提出を求める「栄養管理報告書」の記載内容が重要であることが本研究により確認できたと考える。さらには、栄養管理の実施水準が利用者の栄養や食に関する知識・態度に影響することから、自治体の給食施設支援・指導の評価および施設の栄養管理実施に関する改善の評価はいずれも利用者の変化を通して行なわれるような方法であることが重要である。

これらの結果は平成16年度に作成した「特定給食施設の栄養管理に関する自治体の支援・指導システム構築ガイドブック」および「特定給食施設等における業務改善・高度化のための事例集」に組み込み、これらガイドブック、事例集の最終版を作成し公表する。



社員食堂で利用した食事の購買データを自動収集し、かつその内容を利用者が閲覧できるシステムは、カフェテリアのような複数の料理が提供されている場合に、自分の健康にとって適正な食事を構成できているかを自己点検できるものとして期待される。社員食堂は利用者の食環境として整備され、そのことが健康づくりに寄与すると期待されているが、食物へのアクセスおよび情報へのアクセスは利用者自らの意思で決定される場合の方が多く、利用されなければ適正な食物にも、情報にもアクセスできないことになる。そうした点から、社員食堂の利用率、利用者率そのものを上げていく取り組みも課題である。

地域の有効な資源としての給食施設は、自然災害以外にも各種の災害の危機が起こりうる可能性をもっている。あらかじめ危機管理対策をたて備えることが必要である。地域の資源として給食施設が災害時にどのように機能するべきかを自治体は明確にし、その目的に応じた備えについての支援・指導を施設に対して行っていくことが重要と考える。

健康増進法により、給食施設の栄養管理の水準が向上することにより、利用者の健康への良好な影響が期待される場所である。自治体が地域の実態に即してその支援・指導を推進することが重要であると考えられるが、法の解釈や取り扱いについて施行3年が経過した現在の課題を整理することも必要と思われる。

## E. 結論

給食施設利用者の健康増進には、給食施設の栄養管理の水準が影響しており、栄養

管理の水準が高い施設の方が、利用者の食や栄養に関する知識・態度は良好である。従って、自治体が給食施設を地域の有効な資源として支援・指導事業をマネジメントすること、給食施設が給食を通じて利用者の栄養管理を向上するようマネジメントすること、そしてこの両者が相互に関わりあうことが重要である。

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

- 1) 特定給食施設における栄養管理の水準の向上にむけて 石田裕美、栄養日本 48,4 (2005)
- 2) 健康増進法施行に基づく特定給食施設の栄養管理に関する自治体の法的整備状況 村山伸子、井上浩一、栄養日本 48,4 (2005)
- 3) 特定給食施設における栄養管理の実施状況調査について 由田克士、栄養日本 48,4(2005)

### 2. 学会発表

- 1) 健康増進法による特定給食施設の栄養管理の質的变化 第1報 栄養管理報告書にみる給食の栄養的な質の捉え方: 石田裕美、岡崎ひとみ、村山伸子、小林奈穂、井上浩一、平田亜古、金田芙美、草間かおる、藤井紘子、中神聡子、由田克士、第51回日本栄養改善学会学術総会: 2004.10.21: 金沢市
- 2) 健康増進法による特定給食施設の栄養管理の質的变化 第2報 施設側における給食の質的確認の現状と課題: 由田克士、石田裕美、中神聡子、藤井紘子、草間かおる、金田芙美、岡崎ひとみ、村山伸子、小林奈穂、井上浩一、平田亜古、第51回日本栄養

改善学会学術総会：2004.10.21：金沢市

3) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 第1報 自治体の法的整備状況：井上浩一、小林奈穂、村山伸子、由田克士、平田亜古、石田裕美. 第51回日本栄養改善学会学術総会：2004.10.21：金沢市

4) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 第2報 健康増進法下の自治体制度の変化：小林奈穂、村山伸子、井上浩一、由田克士、平田亜古、石田裕美. 第51回日本栄養改善学会学術総会：2004.10.21：金沢市

5) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 第3報 栄養管理報告書の現状と課題：岡崎ひとみ、石田裕美、村山伸子、小林奈穂、井上浩一、平田亜古、金田芙美、草間かおる、藤井紘子、中神聡子、由田克士. 第51回日本栄養改善学会学術総会：2004.10.21：金沢市

6) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 第4報 一給食施設の実態調査結果1一：中神聡子、由田克士、藤井紘子、草間かおる、金田芙美、小林奈穂、村山伸子、平田亜古、井上浩一、岡崎ひとみ、石田裕美. 第51回日本栄養改善学会学術総会：2004.10.21：金沢市

7) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 第5報 一給食施設の実態調査結果2一：藤井紘子、由田克士、中神聡子、草間かおる、金田芙美、小林奈穂、村山伸子、平田亜古、井上浩一、岡崎ひとみ、石田裕美. 第51回日本栄養改善学会学術総会：2004.10.21：金沢市

8) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 第6報 給食

の品質評価に関する実態調査：平田亜古、金田芙美、草間かおる、藤井紘子、中神聡子、由田克士、小林奈穂、村山伸子、井上浩一、岡崎ひとみ、石田裕美. 第51回日本栄養改善学会学術総会：2004.10.21：金沢市

9) 特定給食施設の品質管理に関する研究 一学内給食経営管理実習における品質管理・保証体系構築の一考察一：平田亜古、村山伸子、井上浩一、由田克士、石田裕美. 第52回日本栄養改善学会学術総会：2005.9.28：徳島市

10) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 (第1報) 給食利用者へのアセスメント状況：由田克士、草間かおる、藤井紘子、金田芙美、小林奈穂、村山伸子、平田亜古、井上浩一、岡崎ひとみ、石田裕美. 第52回日本栄養改善学会学術総会：2005.9.29：徳島市

11) 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究 (第2報) 社員食堂利用者の栄養管理の課題：石田裕美、辻村由美、村山伸子、由田克士. 第52回日本栄養改善学会学術総会：2005.9.29：徳島市

12) 特定給食施設等における健康・栄養情報の伝達媒体の活用状況に関する検討：由田克士、石田裕美、村山伸子. 第64回日本公衆衛生学会：2005.09.16：札幌市

13) 新潟県中越大震災食生活実態調査 第1報：土田直美、磯部澄枝、真島和徳、石上和男、富田紘子、村山伸子、由田克士、吉池信男. 第64回日本公衆衛生学会：2005.09.15：札幌市

14) 新潟県中越大震災食生活実態調査 第2報：岩崎扶佐、大江秀夫、志田中、西

川悦子、島則光長、山田チヨ、中村シゲ、  
堀裕子、富田紘子、石上和男、村山伸子、  
由田克士、吉池信男。第64回日本公衆衛生  
学会：2005.09.15：札幌市

図1 特定給食施設における栄養管理の実施状況とその基準に関する研究のフロー

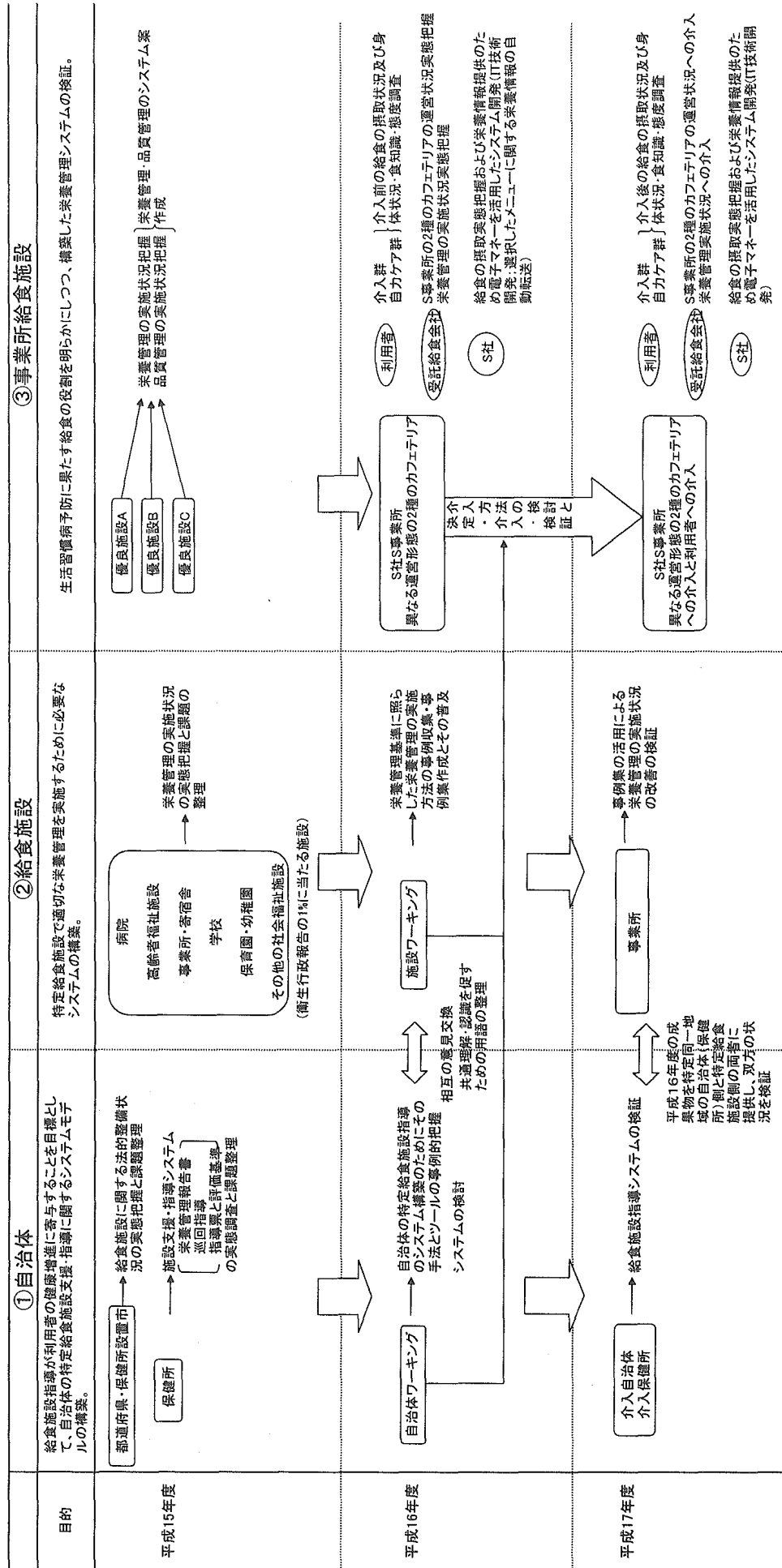


表1 栄養管理の基準の具体的な項目案(事業所)

プロセス	項目	根拠法令等	項目の考え方
運営の条件	施設全体の中で給食部門の使命、位置、役割、方針が明確にされている		給食施設側は、利用者の健康管理、食環境整備の一環として就業時間内に食事をとる場をどのように整えるか、給食担当部門に方針を示すことが求められる。
アセスメント	食事サービス対象者(以下「対象者」という)の性・年齢および栄養状態(身長・体重)・身体活動レベルが把握されている。それ以外の項目(糖尿病、高血圧、高脂血症、貧血者の出現率、欠食状況等)が把握されている	給食施設通知第4	・対象者の状況、特性を把握することにより、対象者に合わせた食事を効率よく提供できる。 ・対象者に応じた給与栄養目標量(1人1日当たり)を算出するために把握する。
	対象者の性・年齢階級別人数と特性(栄養状態、生活習慣等)を把握し、食事サービスにおいて取り組むべき目標、課題等を明確にしている		対象者の性・年齢階級別人数及び特性(栄養状態、生活習慣等)、事業所等全体における食事サービスの利用状況、組織の理念・目標等に対応した食事の提供状況を把握し、食事サービスの課題・問題点等を明確にすることは、栄養管理の改善をして行く上で、必須事項である。
栄養計画	対象者の性・年齢および栄養状態(身長・体重)・身体活動レベル等を踏まえて、給与栄養量の目標を定期的に見直す(肥満、やせの場合は身長に対する標準体重を用いるなどの調整を含む)	給食施設通知第4	・対象者に応じた食事を提供するために必要である。どのように目標量を設定したかの根拠を持つことが重要である。 ・給与栄養目標量の3食の配分は一律に1/3にせず、利用者の食習慣や食事以外の摂取栄養量等を助案することが必要である。
	献立作成基準を作成している	給食施設通知第4	アセスメントの結果に基づき、提供する食事の方針を決定する。この時に、施設設備や給食担当部門の従業員の条件、給食システム、提供(販売)食数、提供価格(販売価格)などを考慮し、具体的に献立作成を行うための基準(献立作成基準)を作成することが、適正かつ効率的な献立作成業務につながる。
食事計画・生産計画	食事の内容は、対象者の身体の状況、栄養状態、生活習慣、病状、治療状況、摂取量、嗜好等を考慮して献立に反映している	給食施設通知第4	・提供した食事内容が利用者にあったものであるか、対象者の意思が反映されているかどうかを確認し、その結果を次の食事に活かしていくことが、よりよい食事の実施につながるようになる。 ・また、その結果を業務従事者に周知することで、品質改善に取り組む意欲を持たせることになる。
	各地域の特色や季節感、行事食等を取り入れ、変化に富んだ献立とする	給食施設通知第4	食事を楽しいものとするために、地域性を生かし、季節感や行事食なども取り入れて変化をもたせることも必要である。
	一定期間前に予定献立を作成し、対象者に掲示している	給食施設通知第4	献立の紹介や献立等に栄養成分表示を行うことにより、対象者に対し栄養情報を提供し、食事の選択の幅が広がるなど、自己の健康管理に役立つ。
	予定給与栄養量を算出している		・利用者にとって、適正な目標量にみあっているかどうか、判断するのに必要である。 ・実施された食事内容が適当か否かを判断するために算出する必要がある。 ・実施献立(予定献立でない)について、予定給与栄養量を算出し、給与栄養目標量に見合っているかを確認する。 ・目標量に対して、著しい変動がないことが大切である。
実施	仕入れから供食までの品質目標、その品質設計に基づく品質管理を実施している(予定された献立どおりに提供されている、また、確認している)	給食施設通知第4	一定の品質の食事を提供するために量、味、温度など数量化した基準を設定し品質管理を行うことが必要である。
	献立や食事サンプルに栄養成分表示をすることにより、食事の選択ができるようにしている	給食施設通知第4	栄養成分表示を行うことにより、対象者に対し栄養情報を提供し、食事の選択の幅が広がるなど、自己の健康管理を促す。
	複数献立や選択食(カフェテリア方式)などの場合に、エネルギー量別に料理の組み合わせ例を示すなど、利用者が自分にあった食事を選択できるような情報を提供している	給食施設通知第4	複数献立や選択食(カフェテリア方式)などの場合に、エネルギー量別に料理の組み合わせ例などの情報提供により、利用者が自分にあった食事を選択できる。
	対象者が正しい食習慣を身に付けるために(自分に適した質と量の食事がわかるように)必要な知識を提供しているか。(利用者が使用できているか確認している)	給食施設通知第4	対象者が自分に必要な質と量の食事がわかることは、栄養成分表示と合わせて、対象者が自分の健康に適切な食事を選択し、健康を自己管理するために必要である。
衛生管理	給食の運営が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日衛食第85号生活衛生局長通知)の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等に基づいて実施されている	給食施設通知第4 大量調理施設マニュアル	・食事の安全性を確保するために、食中毒や異物混入を防ぐための管理が実施されなければならない。
		労働安全衛生規則第629条第630条	食事をする時には、ゆったりと楽しく食べられる環境づくりを心掛けることが大切である。
		大量調理施設マニュアルⅢの1(6)	調理技術及び栄養管理の向上、栄養管理運営、衛生管理等を目的とした講習会、臨地実習等へ積極的に参加し、給食経営管理全般にわたる知識、技術の修得は必要不可欠である。
		労働安全衛生法第66条の3 大量調理施設マニュアルⅢの1(7)	利用者の安全性確保の観点から、効率的かつ安全で衛生的な栄養・食事管理作業(特に調理作業が重要)を実施するためには、良好な健康状態であることが必要不可欠である。
		労働安全衛生規則第47条 大量調理施設マニュアルⅡの5(4)① Ⅲの1(7)	衛生管理、労務管理、食中毒予防、健康管理等には不可欠である。
評価	定期的にご利用者の摂取量(喫食量、残食量)の実態やその原因を把握している	給食施設通知第4	提供した食事がどの程度摂取されたかを把握し、今後の栄養計画に反映させることが重要である。
記録	利用者の性、年齢、身体活動レベル、給与栄養量の目標量の帳簿作成と整備がされている	給食施設通知第4	栄養管理について、目標設定から評価までの流れが確認できるような帳票があることが必要である。例えば、利用者の性、年齢、身体活動レベル、給与栄養量の目標量、献立表、実施献立とその栄養素構成、推定栄養摂取量が記載されている帳票など。
	献立表の帳簿作成と整備がされている		
改善	実施献立に、熱量、栄養素、食品群別重量等を記録し、保存する	給食施設通知第4	・業者に栄養管理を委託する場合、委託側と受託側との連携・協力のもと、食事内容やサービス等の向上に努める必要がある。食事の問題点等を利用者や他部門に示し合わせてはならない。・そのためにも、管理区分、経費区分を明確にし、書面を取り交わすとともに、定期的に両者で栄養管理運営・内容等が良好か話し合いの機会を持つことが必要である。
	推定栄養摂取量等の帳簿作成と整備がされている		
改善	給食に関する会議を開催し、定期的話し合いが行われているか(委託側と受託側の会議を含む)		

対象者:施設の給食を利用する可能性がある人(特定できる人)。利用者:施設の給食を利用している人。

自治体側のねらい	施設側のねらい
自治体は、施設が栄養管理を含め給食部門の方針を明確にすることを支援し、栄養管理の水準向上のための施設側の体制を整える。	施設は、栄養管理を含め給食部門の方針を明確にすることにより、利用者の健康管理、食を通じた社員のQOL向上に対する方針を職場内外で共有することができる。
自治体は、施設が定期的に性、年齢、身体活動レベル、その他健康状態の把握をおこなうことにより、対象者の健康・栄養上の課題を把握し、対象者に合わせた食事提供ができるように支援する。また、施設毎、自治体全体として、健康上課題がある人の割合の把握や改善の評価をする上でも必要である。	施設は、定期的に、性、年齢、身体活動レベル、その他健康状態の把握をおこなうことにより、対象者の健康・栄養上の課題を把握し、対象者に合わせた食事提供ができる。また、改善の評価をする上でも必要である。
自治体は、施設が対象者の状況、特性の把握をもとに施設の目標や課題を明確にし、施設内で共有するように支援する。施設が主体的に改善するためには目標設定が重要である。	施設は、対象者の状況、特性の把握をもとに施設の目標や課題を明確にし、施設内で共有することにより、効果的に栄養管理の改善をすることができる。
自治体は、施設が対象者の状況、特性をもとに、適切に定期的に給与栄養目標量を算出するための技術的な支援をする。	施設は、対象者の状況、特性をもとに、適切に定期的に給与栄養目標量を算出し、提供する食事に反映させることにより、食事をとおした対象者の栄養管理ができる。
自治体は、施設が対象者の状況、特性をもとに献立作成するための基準(献立作成基準)を作成するように、技術的な支援をする。	施設は、対象者の状況、特性をもとに献立作成するための基準(献立作成基準)を作成することにより、適正かつ効率的な献立作成ができる。
自治体は、施設が対象者の調査を実施し、食事内容が対象者に合ったものであるかを確認し、栄養計画の見直しに反映させることにより、対象者に合った食事提供ができるよう支援する。	施設は、対象者の調査を実施し、食事内容が対象者に合ったものであるかを確認し、栄養計画の見直しに反映させることにより、対象者に合った食事へ改善ができる。
自治体は、施設が地域地域性を生かし、季節感や行事食なども取り入れて変化をもたせることにより、食事を楽しいものにするよう支援する。	施設は、地域性を生かし、季節感や行事食などを取り入れることにより、食事を楽しいものにする。
自治体は、施設が事前に献立表の提示と栄養成分表示をおこなうことにより、利用者が食事の選択をする際の情報提供をして、利用者の健康の自己管理ができるように支援する。	施設は、事前に献立表の提示と栄養成分表示をおこなうことにより、利用者が食事の選択をする際の情報提供ができ、自己の健康管理につながる。
自治体は、施設が給与栄養目標量と予定給与栄養量との比較をし、目標量に見合っているかを確認することにより、食事内容の適切さを判断することができるように、技術的な支援をする。	施設は、給与栄養目標量と予定給与栄養量との比較をし、目標量に見合っているかを確認することにより、食事内容の適切さを判断することができる。
自治体は、施設が予定された献立どおり(量、味、温度など)に食事を提供することにより、実際に提供され摂取される栄養量が給与栄養目標量に合ったものになるように支援する。	予定された献立どおり(量、味、温度など)に食事を提供することにより、実際に提供され摂取される栄養量が給与栄養目標量に合ったものになる。
自治体は、施設が栄養成分表示を行うことにより、対象者が自己の健康状態に合った食事を選択し、健康の自己管理ができるよう支援する。	施設は、栄養成分表示を行うことにより、対象者が自己の健康状態に合った食事を選択し、健康の自己管理ができる。
自治体は、施設が複数献立や選択食(カフェテリア方式)などの場合に、料理の組み合わせ例などを提示することにより、利用者が自分にあった食事を選択し、健康の自己管理ができるように支援する。	施設は、複数献立や選択食(カフェテリア方式)などの場合に、料理の組み合わせ例などを提示することにより、利用者が自分にあった食事を選択し、健康の自己管理ができる。
自治体は、施設が対象者に自分に適した質と量の食事がわかるように情報提供することで、自分に合った食事を選択し、健康の自己管理ができるように支援する。	施設は、対象者に自分に適した質と量の食事がわかるように情報提供することで、自分に合った食事を選択し、健康の自己管理ができる。
自治体は、施設が大量調理施設衛生管理マニュアル、その他関係法令等に基づいて自己点検し、効果的、効率的に衛生管理するように支援する。	施設は、大量調理施設衛生管理マニュアル、その他関係法令等に基づいて自己点検することにより、効果的で効率的な衛生管理ができる。
自治体は、施設が提供した食事がどの程度摂取されたかを把握し、今後の栄養計画に反映させることにより、適切な栄養管理ができるように支援する。	施設は、提供した食事がどの程度摂取されたかを把握し、今後の栄養計画に反映させることにより、適切な栄養管理ができる。
自治体は、帳票類を基に、上記の流れで適切に栄養管理が行われているかを確認する。	施設は、栄養管理の手順にそった帳票類を整備することにより、栄養管理を見直しつつ効果的、効率的に実施することができる。
自治体は、施設の給食が委託の場合には委託契約書に、栄養管理の責任分担を書面に記載しておくことが、適切な栄養管理の実施につながる。	施設の給食が委託の場合には委託契約書に、栄養管理の責任分担を書面に記載しておくことにより、適切な栄養管理の実施をすることができる。
自治体は、施設が給食に関する会議を定期的実施し、栄養管理についての話し合いをして施設全体として改善するように、施設に働きかける	施設が給食に関する会議を定期的実施し、栄養管理についての話し合いをすることにより、施設全体として改善ができる。



## 分担研究総合報告書

### 自治体における特定給食施設支援・指導に関するシステムモデルの構築

分担研究者	村山伸子（新潟医療福祉大学）
研究協力者	入山八江、堀越和美、廣川孝子、湯田幸重（新潟市保健所健康増進課） 永田美由紀、山下よし喜、大和田美幸、伊藤正子、瀬谷彰、石川洋 （千葉市保健所） 宮山広美（千葉市保健福祉局健康部健康企画課） 田村米子、川尻由美子（港区みなと保健所健康増進課） 矢口理恵（神奈川県厚木保健福祉事務所） 赤枝いつみ（神奈川県保健福祉部健康増進課） 田中久子（埼玉県坂戸保健所） 迫和子（神奈川県衛生部地域保健課） 菊地圭子、松本紀子（宮城県保健福祉部健康対策課） 斉藤朋子（群馬県保健・福祉・食品局保健予防課） 神保裕子（群馬県前橋保健福祉事務所） 関智子（埼玉県埼葛南福祉保健総合センター・春日部保健所） 小長谷菊枝（静岡市保健所食品衛生課） 小林奈穂（新潟医療福祉大学）

#### 研究要旨

健康増進法においては、国民の健康増進を図るため、特定給食施設において適切な栄養管理を行わなければならないことが規定されている。これを受けて厚生労働省は、特定給食施設における栄養管理基準を策定し、その普及を推進している。小児期から高齢者まで、給食の対象は広く、特に、通常の市町村等の事業でカバーされにくい勤労者層の健康づくりを推進する場として、重要である。したがって、保健所では、利用者の健康管理をめざして、特定給食施設が主体的に栄養管理の水準の向上に取り組めるように支援・指導を方向転換していく必要がある。さらに、効果的な特定給食支援・指導のためには、アセスメント・計画・実施・評価の一連のシステム化をすることが必要である。

そこで、本研究は、平成15年に全国の保健所をもつ自治体に対し、特定給食施設支援・指導の制度的な整備状況について調査をおこなった。その結果、栄養管理報告書の活用度が低く、ほとんどの自治体でアセスメントから評価までシステム化されていないこと、制度的な整備状況も自治体による差が大きいことなどが明らかとなった。

この結果をふまえ、平成16年度には、研究者と自治体メンバーによるワーキングチームで、「自治体における特定給食施設支援・指導システム構築ガイドブック（案）」を作成した。本書は、大きく自治体の特定給食施設の支援・指導システムと、事業所給食の栄養管理システム、両者をつなぐツールとして、健康増進法の栄養管理の基準に沿った栄養管理報告書案、施設側の栄養管理状況の自己確認票案を作成した。

平成17年度には、平成16年度にガイドブックで提案した自治体の特定給食施設の支援・指導システムモデルを検証するために、栄養管理報告書案、自己確認票案、「特定給食施設等における業務改善・高度化のための事例集（案）」などのツールを用いて、実際に自治体で実施してもらい、有効性、実現可能性、事業所給食の栄養管理の水準向上への効果を検証した。その結果、1. 栄養管理報告書を用いた栄養管理状況のアセスメント、計画、実施、評価のシステム化について有効性、実現可能性が認められた。2. 効果的な支援方法として、栄養管理報告書の記載、巡回時の給食側と施設側へのアプローチに加え、具体的な栄養管理方法の研修会やグループワーク、自己確認票を用いた自己チェックと改善計画作成などが施設の栄養管理水準の向上に有効であることが認められた。

検証結果をふまえて、「自治体における特定給食施設支援・指導システム構築ガイドブック（案）」を修正し一旦完成させた。他の自治体でもシステム化をすすめるための一助となると考えられる。



## A. 研究目的

平成15年5月に施行された健康増進法においては、国民の健康増進を図るために特定給食施設において適切な栄養管理を行わなければならないことが規定されている。厚生労働省ではこれを受け、特定給食施設における栄養管理の質を確保するために遵守すべき内容を規定した「栄養管理基準」を策定した。

小児期から高齢者まで、給食の対象は広く、特に、通常市町村等の事業でカバーされにくい勤労者層の健康づくりを推進する場として重要である。

したがって、保健所では、利用者の健康管理をめざして、特定給食施設が主体的に栄養管理の水準の向上に取り組めるように支援・指導を方向転換していく必要がある。さらに、効果的な特定給食支援・指導のためには、アセスメント・計画・実施・評価の一連のシステム化をすることが必要である。

そこで、本研究は、全国の保健所をもつ自治体の現状をふまえ、自治体のシステム構築を推進するために、自治体における特定給食施設支援・指導システムのモデルをつくり、いくつかの自治体でその実現可能性と効果を検証した。

## B. 方法

研究の進め方のフロー図を図1に示す。

### 【平成15年度】

全国の自治体の特定給食施設に関連する法的整備状況について、健康増進法施行にともなう変化を把握した。この結果から、どのような点が整備され、どのような点は整備が遅れているのかなどの課題を明らかにした。

#### 1. 調査対象

保健所をもつ127自治体へ調査票を配布し、93自治体から回答を得た（回収率73.2%）。

#### 2. 調査項目

栄養改善法から健康増進法に変わったことに

伴う施設指導の変化を、次の点から把握した。

①自治体の条例・細則の制定、②特定給食施設に関する書類の整備、③特定給食施設以外の給食施設の栄養管理の規定、④特定給食施設指導の基準の設定等

### 3. 調査方法

調査方法は、郵送法でおこなった。調査期間は、平成15年10月発送11月末回収。

### 【平成16年度】

平成16年6月、7月、10月、12月、2月の5回検討会を実施した。自治体メンバーと研究者のワーキンググループで検討を重ね、同時に施設の栄養士とも意見交換をした。自治体メンバーは、6自治体（宮城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟市、静岡市）の11名の栄養士である。

検討会第1回6月12日は、平成15年度研究報告による課題の整理、ワーキンググループの課題と進め方、総合討議をおこなった。第2回7月18日は、「特定給食施設を取り巻く栄養士の立場と役割について」と題して、栄養改善法と健康増進法の相違、今度の課題について押野榮司氏に情報提供をいただいた。また、ガイドブックの目的と内容構成、進め方について検討した。第3回10月10日は、各自自治体の事例をもとに作成した原稿を整理、修正した。第4回12月11～12日は、「食事摂取基準の給食への活用」と題して、佐々木敏氏に情報提供をいただいた。この回は栄養管理の基準について最終案を作成した。第5回2月11日は、栄養管理の基準について確認と、施設側への支援方法について中心に検討し、最終案をまとめた。毎回最後に、施設側のワーキンググループとの意見交換をおこなった。

最終的に提案した、自治体の特定給食施設の栄養管理の水準向上のための支援・指導の流れを図2に示す。

## 【平成 17 年度】

### 1. 対象施設(事業所)

対象施設は、保健所管内の事業所のうち、協力が得られた施設、新潟市介入 21 施設、対照 18 施設、千葉市 6 施設、港区 16 施設である。

神奈川県厚木保健所は、特定給食施設 51 施設、小規模施設 27 施設である。

### 2. 介入デザインと内容

新潟市、千葉市、港区の 3 保健所に共通して実施したことは、①特定給食施設の栄養管理の基準、②栄養管理報告書、③施設が栄養管理に使用するワークシート（アセスメントから給与栄養目標量の設定方法、献立作成基準の作成方法を含む）を使用する。施設側への支援計画をたてて事例集などを活用して支援をし、評価をおこなうことである。

手順は、以下である。

- ①保健所が、管内の事業所に栄養管理報告書を提出してもらい、実態把握をする→優先して改善する施設を明確にする（管内事業所全体についての計画）
- ②保健所が、改善する施設を巡回して、栄養管理ができていない理由を確認する（栄養管理の基準を用いる）
- ③保健所が、指導・支援計画をたてる（各事業所についての計画）施設個別の支援の計画と地域全体の施設に共通するような問題点の解決への支援の両方。
- ④事業所は、改善計画をたてる
- ⑤支援（保健所）と改善（事業所）の実施
- ⑥保健所は、年末に再度、事業所に栄養管理報告書を提出してもらう
- ⑦改善したかどうかを評価する

各保健所の方法は、以下のとおりである。

#### ①新潟市保健所

非無作為割付実験デザインで、以下のような

施設の群分けをおこない、保健所の働きかけ方による効果の違いを検討した。なお、すべての事業所に同様の研究協力依頼をし、受諾してくれた施設を、介入施設（研修会タイプと自己改善計画作成タイプの施設）とした。それ以外と対照施設とした。介入施設には、すべて栄養管理の基準の説明と自己チェックについての説明はしているが、自己チェックをして施設の課題を見出し、2回目の栄養管理報告書記載までに改善計画を作成した施設を、自己改善計画作成タイプとした。それ以外の施設、すなわち、2回目の栄養管理報告書記載以前に自己改善計画作成をしなかった施設を、研修会タイプとした。したがって、以下のような 3 群である。

A. 対照施設（栄養管理報告書の記載＋巡回支援） 18 施設

B. 研修会タイプ（栄養管理報告書の記載＋巡回支援＋食事摂取基準の活用法の講義＋栄養管理の方法のグループワーク＋事例集を用いた情報提供） 9 施設

C. 自己改善計画作成タイプ（研修会タイプ＋改善計画書の作成） 12 施設

合計 31 施設

仮説では、Aより、BCが栄養管理の水準の改善度が大きい。BよりCが改善度が大きいと予想し、検証した。

#### ②千葉市保健所

前後比較デザインで、施設に介入した前後を比較し効果を検討した。

#### ③港区保健所

ケーススタディ・デザインで、施設に介入前のみ栄養管理の水準を確認し、介入をおこなった。

#### ④神奈川県厚木保健所

前後比較デザインで、施設に介入し、栄養管理の水準を年次を追って比較し、効果を検討した。

## C. 結果

### 【平成 15 年度】（表 1）

健康増進法施行による特定給食施設に関連する各自治体の法的整備状況について把握した結果、全体としては、規則や細則の整備、届出など法的根拠のある項目についての書式の整備は進んだ。また、栄養管理の基準が明確化されたことにともない、特定給食施設指導の基準を制定している自治体も増加し 7 割を超えた。しかし一方で、栄養管理報告書の提出については 5 割、結果の返却は 4 割と、整備や活用がすすんでいない。これらから給食施設への指導が一連のシステムとして成り立っていないことが考えられた。

特定給食施設以外の給食施設の栄養管理については、指導の根拠を弱めた自治体が見られた。

栄養改善法と比較して解釈上の変更点としては、「栄養管理基準やその義務規定が明確化され、栄養管理の重要性が増した」ことなどがあげられた。健康増進法による効果として期待されることとしては、栄養管理の担い手としての「特定給食施設の価値が高くなる」ことその他、施設側の義務、行政側、利用者側にとってのメリットなど多面的な効果があげられた。

今後は、自治体間の格差とその原因を考慮しつつ、法的基盤・書式・指導基準・指導・結果のフィードバックの連動によって、①個々の特定給食施設が自らの栄養管理を改善していくための支援のしくみ、②地域全体の特定給食施設の栄養管理状況のマネジメントのしくみの両面から、システム化をすすめていくことが必要と考えられた。

### 【平成 16 年度】

平成 15 年度の結果をうけて、検討会を実施し、自治体での計画・実施・評価の一連のシステム、特定給食施設内の栄養管理の計画・実施・評価の一連のシステムの考え方を整理し、ガイドライン案を作成した。施設側の自己管理と自治体

による支援のために、両者が共有できる栄養管理の基準、基準に基づいた栄養管理報告書、施設の栄養管理状況の自己確認票、栄養管理の進め方ワークシート例を作成した。

### 【平成 17 年度】

1. 栄養管理報告書を用いた栄養管理状況のアセスメント、計画、実施、評価のシステム化について

1) 保健所管内施設の栄養管理の水準のアセスメント結果（表 2）

各保健所に共通して実施率が低い項目は、全般にアセスメントの実施と、それに連動して対象者の状況にあった栄養計画、食事計画、実施に関する項目の実施率であった。また、神奈川県以外では、「⑫複数献立や選択食（カフェテリア方式）などの場合に、エネルギー量別に料理の組み合わせ例を示すなど、利用者が自分にあった食事を選択できるような情報を提供している」も実施率が低い項目であった。

共通して実施率が高い項目は、衛生管理、記録の各項目であった。

2) 保健所の計画・取り組み実施状況（表 3）

アセスメントの結果、実施率が低い項目とその原因等の課題をふまえて、各保健所で目標設定し、取り組み、評価方法を含む計画を作成した。表 2 にその概要を示す。事業所では委託給食が多いが、健康増進法の趣旨に沿って、施設側への働きかけを重視し、施設側と委託側の連携するような支援をおこなう計画になっていた。また、施設内の健康管理部門と給食部門の連携も重視されている。

3) 評価

評価により、特定給食施設への支援の効果の有無が明確になるなど、業務上の改善にメリットが見られた。しかし、特定給食施設指導全体に適用するためには、大量のデータを処理することが必要である。また、入力項目も、その時々に関連法律改正を反映する必要があるため、柔

軟に変更可能な必要がある。

以上、栄養管理報告書を用いたシステム化の**有効性**としては、栄養管理実施状況のアセスメントができ、課題が明らかになるため、ターゲットを絞った働きかけができることがあげられる。

**実現可能性**としては、神奈川県を除く3保健所では、施行的に実施したところ、事業所給食（数箇所）では実施可能であった。しかし、特定給食施設指導全体に適用するためには、情報処理方法を自治体として計画的にシステム化する必要がある。今後、施設側で電算入力できるようになれば、さらに簡便になる。

## 2. 管内の施設（事業所）の栄養管理の水準の変化（表4）

### 1) 前後比較からみた効果

新潟市では、介入施設（B+C群）については、ほぼ全ての項目で改善がみられた（15項目）。特に実施率の変化が大きかったのは、「⑨予定給与栄養量を算出している」、「⑫複数献立や選択食（カフェテリア方式）などの場合に、エネルギー量別に料理の組み合わせ例を示すなど、利用者が自分にあった食事を選択できるような情報を提供している」、「⑬対象者が正しい食習慣を身に付けるために（自分に適した質と量の食事がわかるように）必要な知識を提供しているか。（利用者が使用できているか確認している）」であった。一方、対照施設（A群）で、実施率に変化がみられたのは、4項目であった。

千葉県では、①給食部門の使命などの明確化（運営の条件）、②対象者のアセスメント、③アセスメントをもとにした栄養管理の目標設定、④給与栄養目標量の見直し（栄養計画）、⑨予定給与栄養量の算出（食事計画・生産計画）、⑩品質管理、⑪栄養成分表示、⑬必要な情報提供（実施）、⑮摂取量等の評価の9項目で事後の実施率があがっていた。⑮以外は、新潟市でも共通して改善がみられた。これらは、事前の

実施率が低い項目であったが、研修会、グループワークなどの働きかけをすれば、改善しやすい項目であるといえる。

一方、事前の実施率が低いにもかかわらず、改善しにくい項目は、新潟市の場合、「⑮定期的に利用者の摂取量（喫食量、残食量）の実態やその原因を把握している」であった。千葉市では、「⑥食事の内容は、対象者の身体の状態、栄養状態、生活習慣、病状、治療状況、摂取量、嗜好等を考慮して献立に反映している」であった。

### 2) 支援方法による効果の違い

新潟市においては、C. 自己改善計画を作成した施設（12施設）、B. 研修会のみで自己改善計画を作成しなかった施設（9施設）、A. 対照施設（12施設）について、介入前後の変化を比較した。その結果、統計的に有意な改善がみられた栄養管理の項目数が、C. 自己改善計画を作成した施設では7項目だったのに対し、B. 自己改善計画を作成しなかった施設では4項目にとどまっていた。A. 自己計画作成をした施設のみで改善していたのは①⑥⑩⑮⑰であった。逆に、B. 自己改善計画を作成しない施設のみで改善していたのは⑧⑫であった。

## D. 考察

### 1. 自治体における特定給食施設支援・指導に関するシステムの有効性と実現可能性について

**有効性；栄養管理報告書をツールとしたシステム化によって、保健所管内の施設全体としての栄養管理の実施状況をモニタリングでき、課題の明確化、課題にあった目標や取り組みの設定、優先的な目標や取り組みを選択することができるなど、特定給食施設支援・指導の業務改善や効率化に役立つと考えられる。**

**実現可能性；**4保健所とも事業所給食（数箇所）では実施可能であった。しかし、今回は施行としての数箇所であったために、保健所の担当者が入力し集計することができたと考えられ